

## ■コミュニティバスの見直し基準等

自治体名	基準	ルート、運賃見直しの基準（指標）の内容
立川市	収支率	<p>実証運行を行い、<u>収支率が30%</u>を上回る場合に継続して本格運行する。上回らない場合は改善を検討し、それでも改善できなければ廃止するという「<u>運行継続基準</u>」を運用する。（PDCAサイクル）</p> <p>本格運行後も毎年、収支率30%を基準とし、満たさない場合については、最長で2年でルートの廃止とする。</p>
東大和市		<p>・<u>収支率</u>（運行経費に対する運行収入の比率）が<u>25%</u>を下回る場合</p>
東村山市		<p>市が必要と認めた場合や、地域ニーズがあった場合に、以下の手順により改善を行う。</p> <p>①事前準備（運行状況の把握・評価、地域によるニーズ把握、地域組織の設立）</p> <p>②改善計画の作成（運行経路案の検討、需要調査の実施・分析・事業採算性（<u>収支率50%以上</u>）の検討等）</p> <p>③実証運行（実証運行の実施・検討、実証運行中の調査・分析等）</p> <p>④改善運行（改善運行の実施、運行継続に向けた調査・分析等）</p>
武蔵野市	<p>利用者の評価 乗車人員 など</p>	<p>「ムーバス」という単体の交通機能だけで対処するのではなく、一般路線バスなど総合的な地域公共交通体系の中で協議を行いながら、運行時間の延長や運行ルートの一部変更、ICカードなど利用者の利便性向上を図る施策を検討し、実証運行方式（※）で実施していく。</p> <p>※実証運行方式とは、フォローアップ調査等を行い変更による効果を検証し、存続を決定するものである。<u>利用者の評価や乗車人員等の基準を設定し、それを満たさなければ、従前のルート・時間帯に戻すことを含めた見直しを実施する。</u></p>
町田市	<p>補助金の 上限額</p>	<p>【補助金の上限額】</p> <p>・1路線につき、400万円（運行開始の日から3年を経過するまでの路線は600万円）に臨時費（バス・運賃箱の減価償却費等）の総額を加えた額。</p> <p>【<u>上限額を超過した場合</u>】</p> <p>・補助金と運行収入で運行経費を賄えない路線は、三者で協議して運行を見直すことで運行経費の低減を図る。</p> <p>（ただし、単独の路線で運行を継続できる場合はこの限りではない。）</p> <p>・上記の見直しを実施しても、翌年度に補助金と運行収入で運行経費を賄えない場合は運行を廃止する。</p>
国立市	その他	<p>・数値による明確な基準や指標は定めていないが、<u>事務事業評価等</u>において見直しの方向性が示された場合に検討する</p> <p>・事務事業評価において路線バスに準じた運賃にすべきとの指摘があり、平成29年度に交通系ICカードの導入にあわせて、消費税増加分（平成26年4月分）の値上げを実施する予定である（路線バスの初乗り運賃に準じる）。</p>
清瀬市		<p>具体的な基準・指標はないが、平成29年度に運行開始10年を迎えることから、<u>市民アンケート</u>を取り意向調査を行った上で、路線の変更や乗車料金の改定も含めた諸改革を検討する予定。</p>
武蔵村山市		<p>明確な基準等は設けていない。</p> <p>行政評価の結果に基づき検討を行う他、市内を運行する路線バスのルート再編等の状況を考慮し、適宜、ルートの見直しを検討する。</p>
羽村市		<p>・羽村市コミュニティバス運営推進懇談会委員や市民からの要望に応じて検討する</p> <p>・上記の要望を受けOD調査を行い、その結果を踏まえて検討する</p> <p>・大型商業施設などの大規模な建設に合わせてルートの見直しを検討する</p>